

# 「登録販売者試験実務経験証明不備・不正防止対策マニュアル」 の公表について

日本チェーンドラッグストア協会 広報担当

昨年11月に発覚しました登録販売者試験 実務経験証明不備・不正問題につきまして、当協会では防止対策本部を12月に設置して、より明確な証明マニュアルを作成するため、検討を重ねてまいりました。

昨日、日本チェーンドラッグストア協会のホームページ上に「登録販売者試験 実務経験証明不備・不正防止対策マニュアル」を公開いたしましたので、ご連絡申し上げます。

これの特徴は平成25年1月から、このマニュアルの内容に基づいて、業界が不備・不正のないように徹底していくことです。

内容は次のとおりです。

- 登録販売者試験「実務経験証明不備・不正防止対策本部」設置について
  - 1. 登録販売者実務経験不備・不正防止対策本部について
- 登録販売者試験の実務経験不備・不正問題の経過
  - 1. 登録販売者試験の経過 2. 法令と通知
  - 3. 受験申請に必要な実務経験証明と書式 4. 「不正証明」の処分について
- 登録販売者試験 実務経験証明不備・不正防止対策マニュアル
  - 1. 開設者、管理者、実務経験者の心得（実務経験の求めるもの）
  - 2. 12ヶ月連続して、月80時間以上の実務経験を行った詳細な記録と証明
  - 3. 実務経験者の勤務体制および一般用医薬品販売関連業務の勤務記録
  - 4. 実務経験者自らが実務経験申請内容の事実を確認する書類を作成し、添付する
  - 5. 実務経験を行なっている者の識別および明示
  - 6. 改正薬事法の再徹底について
- 【「実務経験」についてのガイドラインと解説】
- 業務内容1～6の「実務経験ガイドライン」
- 業務内容7の「実務経験ガイドライン」
  - 実務経験マニュアル12か月スケジュール
  - 実務経験管理・実務経験 記録用紙

「登録販売者試験 実務経験証明不備・不正防止対策マニュアル」につきましては、平成25年1月より、2度と不備・不正が起きないように、そして登録販売者制度の信頼を取り戻すため、法令や通知の内容に加え、協会としての基準を追加しました。

別紙「業界基準 実務経験証明フロー」にあるとおり、実務経験者であることの明示、専門家の下での実施と実施内容の記録と保存、また、実務経験として必要とされる知識などを習得するための指導内容や研修内容、さらに受験者本人による「実務経験 受験者本人申告書」も作成しました。受験申請にあたり、疑義や問い合わせがあった際には、すぐさま提出ができる内容となっています。

このマニュアルは現在、一般生活者にもわかるよう、協会ホームページに公開中ですが、来週以降、印刷物として会員企業をはじめ、中央行政、地方行政（薬務課、保健所）に配布する予定です。

報道関係の皆様にはドラッグストア業界の再発防止につきまして、ご理解とご協力をよろしく申し上げます。

本件に関するお問い合わせ先

日本チェーンドラッグストア協会 事務局

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階  
TEL. 045-474-1311 FAX. 045-474-2569

業界基準 実務経験証明フロー

○平成25年1月よりの実務経験を行なう者は、下記の手順と内容で行なうこと

